平成２６年（フ）第１２４０号
神奈川県鎌倉市津602番地11
破産者　小山　政成
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３８号
相模原市緑区千木良1195番地４
破産者　楢島　　薫
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３６号
鳥取県鳥取市栄町613番地１　サーパス駅前通り1303号
破産者　朴　　順珍
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６５号
三重県津市高茶屋５丁目６番26号　ヴィルグランディール川の街参番館101、開始決定時の住所鳥取県鳥取市桜谷167番地２　セジュールラビス109号
破産者　植草　　透
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６９号
松江市西川津町2161番地　ピュアヒルズ202号
破産者　福田　修一
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２７号
広島市安佐北区亀崎３丁目19番84―102号、開始決定時の住所広島市西区中広町２丁目24番16号
破産者　砂本　裕子
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３４号
愛媛県松山市中野町甲1010番地
破産者　八束　　勇
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１４号
高知市一宮西町１丁目22番８号
破産者　長崎　俊之
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第８７９１号
東京都墨田区江東橋５丁目３―11、開始決定時の住所東京都江戸川区東小松川２丁目13―10
破産者　鈴木　昇一
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３６３号
神奈川県横浜市青葉区大場町216―83
破産者　鈴木　　勇
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４８６号
東京都江東区東陽６丁目２―27―407、開始決定時の住所東京都江東区東陽６丁目２―27―215
破産者　齋藤　俊子
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２２９号
東京都江東区亀戸２丁目38―10―501、開始決定時の住所東京都新宿区西早稲田３丁目５―14―602
破産者　藤原　正博
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３６１号
埼玉県ふじみ野市大井中央１丁目12―７
破産者　小川　建司
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３６２号
東京都板橋区大和町44―13―401　小川マンション
破産者　小川　雄三
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３７８号
埼玉県さいたま市緑区東浦和２丁目７―６101、開始決定時の住所埼玉県さいたま市中央区上落合３丁目11―９―1105
破産者　野崎　健司
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１６６号
千葉県千葉市美浜区幸町２丁目10番１棟401号
破産者　有限会社シバタ
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４４０号
東京都港区北青山２丁目７―30―701
破産者　山本　陽久
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９８４号
東京都江東区亀戸２丁目43―２―603
破産者　信澤　美紀
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部